

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午前9時25分～午前10時15分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員9人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	2番	小	西 由子
		3番	山	本 一美
		4番	米	村 進司
		9番	飯	野 幸義
		10番	奥	山 昌一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正良
		13番	福	石 幸生

●農地利用最適化推進委員5人

15番	土	師	信 義
16番	上	田	芳 夫
17番	岸	本	彰
18番	中	野	広 正
20番	藪	田	俊 博

4. 欠席委員 (6人)

1番	田	中	一 行
5番	藪	内	孝 博
6番	上	根	慶 万
7番	谷	口	貴 文
8番	賀	山	圭 子
19番	宮	本	裕 澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

13番	福	石	幸 生
4番	米	村	進 司

日程第4 報告事項

①前総会(9月10日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

③議案第3号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第6号について
日程第6 その他

①2025年農業委員会手帳について

②公務災害補償について

③寄付控除の証拠書類について

④令和6年度農業委員会視察研修について

⑤集落営農組織の支援対策に係る意見交換会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
係長	松本享子

事務局	<p>それでは、ただいまから令和6年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、本日の出席委員は14名中9名ということで、岩美町農業委員会規則第6条による定足数に達しておりますので報告させていただきます。</p> <p>なお、1番の田中委員、5番の藪内委員、6番の上根委員、7番の谷口委員、8番の賀山委員、19番の宮本推進委員から欠席する旨の連絡がございましたのでご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、会長から一言ご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいま事務局長のほうから報告がありましたけれども、農作業等の関係で認定農業者で稲作を主にやっておられる方の最後の追い込みでお忙しいので欠席ということでございます。</p> <p>今話題になってますけれども、本県選出の石破代議士が内閣総理大臣に指名されまして喜んでおるところであります。活躍を期待したいなというふうに思っておるところであります。</p> <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後、議長をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、まず議事録署名委員の決定ですけれども、いつものとおり私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、13番の福石委員、それから4番の米村委員、お願いします。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>前総会のでんまつ、事務局のほう、説明をお願いします。</p>

事務局

前総会、9月10日総会のでんまつについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

1点目、非農地証明ということで、牧谷、浦富、新井、大谷地内の5件7筆の土地の非農地証明申請についてお諮りしました。承認していただきましたので、9月11日付で非農地証明書を申請者のほうに送付しております。

2点目、3条2件2筆ということで、白地地内の贈与による所有権移転と、浦富地内の売買による所有権移転についてお諮りしました。承認していただきましたので、9月11日付で許可書のほうを譲受人、譲渡人に送付しております。

3点目、農用地利用集積等促進計画第5号ということで2件13筆の申出についてお諮りし、ご意見ございませんでしたので、意見なしという形で9月11日付で町のほうに回答しております。

そのほか、8月の案件で、前総会時のでんまつで進達日までご報告しておりましたが、9月の総会後に許可が下りておりますので報告いたします。5条1件1筆で大谷地内の畑に関する一般住宅の建築を目的とした転用でございましたが、総会でご承認いただきまして、8月13日付で県東部農林事務所へ進達をしております。その後、9月12日付で県の許可が下りまして、9月17日に許可指令書を受領いたしましたので、9月18日付で譲受人、譲渡人、それぞれに送付をしております。

以上です。

議長

報告が終わりました。

皆さんのほうで何か質疑がありましたら。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長

議案第1号、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、総会資料4ページをお開き願います。

議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。

下記のとおり非農地証明申請書を受領しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めるものでございます。

以後、説明は事務局のほうでいたします。

事務局

4ページをご覧ください。

今回、1件1筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。

申請者は浦富の*****さんです。申請地は大字浦富*****番、登記地目は畑、現況は原野となっております。面積は61平米です。20年以上耕作されておらず原野化しているということで、証明は米村委員さんにいただいております。

資料1をご覧ください。

場所のほう、1ページ、塗り潰しの場所が申請地となっております。

2ページ目に現況写真を添付しております。今は隣に家が建っていて、周りは一応畑なんですけれども耕作しておられなくて、そちらのほうは草丈が低いので、ここだけ草が盛り上がり生えているような感じになっております。

簡単ですが、説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

担当の地区の米村さん、ご意見のほうお願いします。

4番

先々週でしたか、事務局と一緒に現地確認をいたしました。資料のとおりでありまして、かなり手をつけてなくて、周りにも景観とかも含め影響がありますので、判断をいたしました。

以上です。

議長

それでは、審議のほうに入らせていただきます。

意見のある方は席番とお名前のほうを発言いただいてからお願いします。

質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

第1号議案の非農地証明について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

議 長

それでは、続きまして第2号議案のほうに入らせていただきます。
事務局のほう、お願いいたします。

事務局

それでは、5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めるものでございます。

それでは、事務局のほうから説明いたします。

事務局

今回、2件2筆の申請を受理しております。

まず、1件目について説明いたします。

申請地は大字浦富*****番、面積が198平米、登記地目は畑となっております。申請者は譲受人が浦富の*****さん、譲渡人が浦富の*****さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっており、南側には*****さん所有の空き家があるんですけれども、そちらと併せて購入されるということのようです。

場所につきましては、資料2の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地で、この写真の左下のほうが申請者の自宅となっております。

資料2の2ページ、許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械につきましては耕運機2台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をお持ちです。所有する農地のうち延興寺のほうに農地があるんですけれども獣害がひどくて、大分以前からもう作っておられなくて非農地化しているということです。それ以外の圃場整備したものであるとか集落内の農地や浦富の自宅近くの畑については自作しているということで、田んぼのほうを今1,038平米、畑を156平米耕作しておられます。常時従事要件ですけれども、農作業の経験は本人が40年以上あるということで180日で、お子さんのほうが5年程度の農業経験があつて25日の従事となっています。通作距離は500メートルほどで、その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合することを確認しました。

申請地の現状及び今後の予定については、申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用するため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。コマツナ、サツマイモ、ジャガイモなどを作付予定ということでございます。売買価格のほうは*****円ということで、10アール当たり直すと約*****円ほどになります。

次、2件目についてご説明させていただきます。

申請地は大字大谷*****番、面積213平米、登記地目は畑です。申請者は譲受人が鳥取市の*****さん、譲渡人は神奈川県横浜市の*****さんで、権利の内容は贈与による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料3の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地です。

資料3の2ページの許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械につきましては小型の耕運機を1台お持ちということです。所有農地ですけども、鳥取市内に畑を604平米お持ちということで、耕作証明がついております。ハブ茶のほうを栽培されているということです。常時従事要件ですが、農作業の経験は10年以上あるということで、本人が200日、妻が100日の従事となっております。通作距離は車で30分で、水産業のほうで大谷のほうに*****さんもよく来られるということで今回申請に至ったようです。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合するということを確認しました。

(2) 申請地の現状及び今後の予定につきまして、申請地はこれまで畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用しますので、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われます。ハブ茶を栽培する予定ということでございます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

地区担当の委員さんのほうで、米村さんと澤さんお願いします。

4番

7月、事務局と一緒に現地確認をさせていただきました。現地は、隣接する農地はありません。宅地とか駐車場とか雑種地に囲まれている農地で、申請者も作業経験、耕作経験は十分だと判断していきまして、適正だと思います。

以上です。

11番

事務局と現地を確認させていただきました。周りに荒れ地が多い中で、今回の申請地についてこうやって手続があつて、畑として管理して耕作していただけるということは大変有り難いことであると思っております。この場所については、集団化とかそういった地域要件に支障を与えるものではないというふうに思っております。ハブ茶の栽培ということで、どれぐらいの労力が要るのか分からないんですけども、頑張りたいと思います。

以上です。

議長

説明のほうは終わりました。

審議に入りたいと思います。
皆さんのほうでご意見があれば挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
議案第2号の農地法第3条の規定について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成といたしました。

議 長

それでは、第3号議案のほうへ入らせていただきます。
事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、6ページをお開き願います。
議案第3号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第6号について」で
ございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、
農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、
委員会の意見を求めるものでございます。
それでは、事務局のほうから説明いたします。

事務局

議案の7ページのほうに農用地利用集積等促進計画案を載せております。
各地区の図面のほうは、資料4をご覧ください。
今回の計画案は、全て更新となっております。賃借権によるものが10
筆1万8,605平米、使用貸借によるものが1筆169平米で、合計が
1万8,774平米となっております。
簡単ですが説明は以上です。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。
では、番号2番の*****の促進計画について審議を始めます。
ご意見のある方お願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、では2番の*****の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
それでは、3番の*****の案件について、この件に何かあればお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、3番*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成であります。
それでは、そのほか1番の*****から4番の*****さん、それから9番の*****さんまで、皆さんの中でご意見がある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、1番と、それから4番から9番までの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございました。

議 長 以上で議案のほうの質疑が終わりましたが、その他のほうに入らせていただきます。

事務局のほう、その他の案件について。

事務局 ①2025年農業委員会手帳について
②公務災害補償について
③寄付控除の証拠書類について

- ④令和6年度農業委員会視察研修について
- ⑤集落営農組織の支援対策に係る意見交換会について

議長 皆さんのほうで何かありましたら。ありませんか。

(発言なし)

議長 では、ないようですので、会議のほうを終了させていただきますが、次回は11月11日月曜日、午後1時半ということで計画させていただきたいと思いますがいいですか。

(異議なし)

議長 11月11日、午後1時30分。お願いします。
それでは、以上で終了させていただきます。どうもご苦労さんでございました。